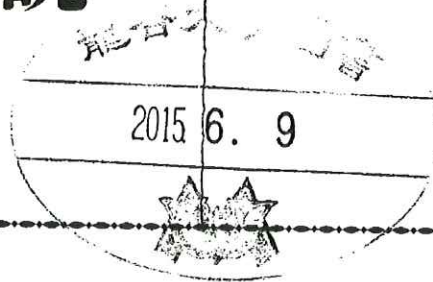


市町村自治研究会編著

全訂  
住民基本台帳法逐条解説

日本加除出版株式会社



(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第十一条 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)に係る部分の写し(第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条、次条及び第五十一条において「住民基本台帳の一部の写し」という。)を当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称

二 請求事由(当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの(次項において「犯罪捜査等のための請求」という。)にあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称)

三 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の職名及び氏名

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 市町村長は、毎年少なくとも一回、第一項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。)の状況について、当該請求をした国又は地方公共団体の機

票の名称、請求事由の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

(昭六〇法七六〃全部改正 平六法六七・平一一法一三三・平一一法一六〇・平一八法七四〃一部改正)

【参照条文】

法一一の二・一二の二 令一四 住民票省令一・三

●趣旨

【一】 本条は、昭和六〇年法律第七六号により改正されるまでは、基本的に何人でも市町村長に対して住民基本台帳の閲覧を請求することができることとしており、本法の旧第一二条の住民票の写しの交付とともに住民基本台帳が何人に対しても公開されることを原則とすることを明らかにしていた。

(参考)

○本法制定時の旧第十一条

(住民基本台帳の閲覧)

第十一条 何人でも、市町村長に対し、住民基本台帳の閲覧を請求することができる。

2 市町村長は、執務に支障がある場合その他正当な理由がある場合に限り、前項の請求を拒むことができる。

このように住民基本台帳が公開とされたのは、本法制定時において主として次のように考えられていたためである。

ア 住民の日常生活上、住所、世帯等の居住関係について公の証明を必要とすることが少なくないことから、住民の居住関係を地方公共団体が公に証明するとともに、地方公共団体の住民に関する行政の基礎とするという住民基本台帳制度の趣旨から、住民基本台帳を何人にも公開することとし、住民の利便の増進及び地方公共団体の行政のために活用されることを予定していること。

イ 本法の前身である住民登録法(廃止)においても、住民票は公開とされてきており、また個人の身分関係を公証する戸籍も原則として公開されていたこと。

ウ 住民票の記載事項には、基本的には個人の秘密に属するような事項は含まれていないと考えられたこと。

【二】 このように住民基本台帳は公開とされたわけであるが、個人情報に関するプライバシーの保護についての社会的な関心が強まるにつれて、この公開制度について、主として次のような問題点が指摘されるようになった。

ア 住民票の記載事項の中には、本籍、世帯主との続柄の記載等、場合によってはみだりに公開されることが不適當であると考えられる事項があること。

イ 住民基本台帳の閲覧等により知り得た事項を利用して市町村の住民名簿を作成し販売するような遺憾な事件(例えば、昭和四八年に山形県鶴岡市において業者が住民基本台帳をそのまま写したものと同様の名鑑を発行しようとした「鶴岡市名鑑」出版事件)の発生が見受けられること。

このような中で、昭和五六年から通知による本法の運用により、住民基本台帳の大量閲覧等が、プライバシーの侵害や差別的事象につながるおそれがあると認められるような場合において、一定の公開制限を行い、また住民基本台帳の閲覧等の処理事務に関する規定等の整備を推進するなどして対処してきたところであった。しかし、このような通知による本法の運用のみでは、その趣旨が徹底しない状況があり、また、各市町村によって取扱いに差異が生じ、窓口でのトラブルの原因となることもあった。

そのため、住民基本台帳についても、運用による対処ではなく、戸籍法(昭和五一年改正)のような一定の公開制限を内容とする法改正を望む声が市町村を中心として強くなり、昭和六〇年の本法改正により、不当な目的によることが明らかなる場合には、住民基本台帳の閲覧を拒否できるとされた。

また、平成一年の本法改正により、閲覧の対象を氏名、出生の年月日、男女の別及び住所からなる住民基本台帳の一部の写しに限定する等の制度的整備が行われた。

(参考)

○平成一八年改正前の第十一条

(住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第十一条 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)に係る部分の写し(第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。)の閲覧を請求することができる。

2 前項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。

3 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなき又は住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。

【三】 さらに、その後の情報通信技術の著しい発展等、社会経済情勢の変化とそれに伴う個人情報保護に対する意識の高まり等から、ダイレクトメール等の営業活動のために大量に住民基本台帳の一部の写しが閲覧されていることが問題と考えられるようになった。そのため、平成一七年に開催された「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」での議論を経て、平成一八年の本法改正により、「何人でも閲覧を請求することができる」旨の閲覧制度が廃止され、個人情報保護に十分留意した閲覧制度として再構築されることとなった。

具体的には、住民基本台帳の一部の写しの閲覧をすることができる場合を、

① 国又は地方公共団体の機関による法令の定める事務の遂行のための閲覧

② 世論調査・学術研究等公益性の高い活動を行うために必要であると市町村長が認める閲覧

の二つの場合に限定し、閲覧の手続の詳細等を含めて規定の整備が行われたものである。



機関としての位置付けではないため、本条の閲覧の請求の主体とはならないものである。

【三】 本条第一項の「法令」には法律・政省令のほか、条例が含まれ、また、これらで規定された事務について定められた地方公共団体の規則や規程も含まれる。このため、「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」には、国又は地方公共団体の機関が実施する広範多岐にわたる事務が広く含まれることとなる。

(参考)

□実例（法令で定める事務の遂行のために必要がある場合）

(問) 防衛省においては、地方協力本部が、防衛省設置法（昭和二十九年法律第一六四号）第四条第六号に規定する職員の補充の環境として、自衛隊法（昭和二十九年法律第一六五号）第二十九条第一項及び第三五条の規定に基づき、自衛隊員の募集に関する事務を行っている。

地方協力本部が、これらの法令に基づき行う自衛隊員の募集に関する事務は、住民基本台帳法第一条第一項に規定する法令で定める事務の遂行のために必要である場合に該当すると解してよいか。

(答) 貴見のとおり。（平一九・六・二九総行市一〇八号通知問2）

【四】 本条第二項において、国又は地方公共団体の機関が閲覧の請求をする場合において明らかにすべき事項を定めることとし、閲覧が法令で定める事務の遂行のために行うものであることを明確にしている。

明らかにすべき事項については、平成一八年の本法改正前に比して、次のように改められた。

ア 機関の名称を明らかにすることとなったこと（第一号参照）。

これにより、機関としての意思で本条の住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求をすることが分かるようにしている。具体的には、国の機関の場合には、例えば、「総務省」と記載するものである。

イ 原則として、請求事由を明らかにすることとなったこと（第二号参照）。

この点に関しては、従来、国又は地方公共団体の職員が請求する場合には、職務上の請求であるとして請求す

れば、請求事項を三つ以上にすることは必要はないこととされている。なお、請求事項については、単に「事務の遂行のため」といった程度の抽象的な記載だけでは具体性があるとはいえないものと考えられる。

【五】 本条第二項第二号においては、犯罪捜査のために閲覧を行う場合のように、請求事由を明らかにすることで、事務の遂行に著しい支障を来すおそれがある事例も想定されることから、一定の場合には請求事由を明らかにしないこととする例外が認められている。この場合には、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称に加え、請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難である理由（住民票省令第一条第二項第三号）を明らかにすることにより、請求事由を明らかにすることに代えることができる。

このような場合に該当する事例として、犯罪捜査、税務調査等に関する事例が想定される（平成一八・一〇・四総行市第一三三五号通知参照）。

このように、国又は地方公共団体の機関による閲覧について、請求事由を明らかにしなくてよい場合があることとされた理由としては、犯罪の捜査や税務調査など、高度の密行性が要求されるとともに、関係者の名誉・プライバシーに対する配慮が要求される場合もあり、このような場合には、請求事由を明らかにすることが事務の遂行に著しい支障を与えるおそれがあると考えられるためである。

なお、請求事由が明らかにされない場合においても、公文書により請求を行うこととされており、また、請求に当たっては国又は地方公共団体の職員たる身分を示す証明書を提示することとされており、これらにより、請求が公務としてなされていることが担保されるものである（本条運用【七】～【九】参照）。

【六】 本条第三項において、市町村長による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況についての公表を定めているが、これは、閲覧を認めた相手方や請求事由の概要等を公表することにより、住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度の運用について、透明性を高めることを目的としているものである。

なお、「犯罪捜査のための請求に係る閲覧」が公表対象から除かれているのは、犯罪捜査等のための請求に係る閲覧

覧については、公表した場合に事務の遂行に支障を来すおそれがあると考えられるためである。

【七】 本条の閲覧に関しては、本法第一条の二の「個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧」とは異なり、閲覧した情報の管理や第三者提供の禁止等の規定が本法においては設けられていない。これは、国又は地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについては、行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律や各地方公共団体の個人情報保護条例等において、別途、定められていることによるものである。

【八】 本条の閲覧に関しては、本法第一条の二の閲覧とは異なり、罰則規定が本法においては設けられていない。これは、本条の閲覧は国又は地方公共団体の機関としての請求であり、本法第一条の二とは区別し、刑法等に基づき、次のように刑罰等で担保されていることによるものである。

ア 国又は地方公共団体の機関として閲覧をする際には公文書の提出が求められるが、偽り又は不正の手段により閲覧した場合には、刑法上の公文書偽造又は虚偽公文書行使の罪で刑罰が科されることとなる。

イ 目的外利用及び第三者提供については、国の行政機関の職員については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第八条により禁止されているものであり、これに反した場合は公務員法上の懲戒処分の対象となるとともに、「自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき」には、同法第五条に基づき、一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処せられる。また、地方公共団体の職員についても、個人情報保護条例で、同様の規定が設けられており、懲戒処分や罰則等の対象となる。

【九】 本法は、住民に関する統一的な台帳を整備し、国・地方公共団体がこれを各種行政の基本とすることで行政の合理化を図ることを目的としていることから、同一の市町村内の執行機関においては、元来、住民基本台帳を利用することが予定されている。このため、住民基本台帳を備える市町村の内部の執行機関がその情報を利用する場合には、本条の閲覧制度によらなければならないということはない。その場合の利用の手続等については、本法の各規定（法第三六条の二等）を踏まえて、各市町村の個人情報保護条例等で定めるべきである。

## ●運用

【一】 本条第一項の「住民基本台帳の一部の写し」については、法解釈上は原本と同一の様式のものになるものであるが、本法第六条第三項の規定により磁気ディスクをもって住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所を記載した閲覧用の書類を作成することとなるので、その形式はリスト表形式等でも差し支えないものと解される。

【二】 本条第一項の「住民基本台帳の一部の写し」については、閲覧中の管理及び閲覧後における收受の確認を厳格に行うなど、その厳重な管理に留意する必要がある。

## (参考)

## □実例(住民基本台帳等の管理等の取扱い)

1 住民基本台帳又は住民基本台帳若しくはその一部の写し(住民基本台帳法第六条第三項の規定により磁気ディスクをもって住民票を調製している市町村にあつては、当該住民基本台帳又はその一部に記録されている事項を記載した書類。以下「住民基本台帳等」という。)(※現行法においては、住民基本台帳の一部の写し)については、閲覧中の管理及び閲覧後における收受の確認を厳格に行うとともに、職員による住民基本台帳等の利用についても、指定された閲覧場所以外への持ち出しを禁止する等一般の閲覧に準じて厳格に取り扱うこと。

2 住民基本台帳等については、施錠のできる保管庫等において厳重に保管を行うとともに、業務終了後の確認を厳密に行うこと。  
3・4 略 [平七・二・一六自治振第三八号通知]

【三】 本条第一項の「住民基本台帳の一部の写し」の内容に変更を生じたときは、市町村長の定めるところにより、これを速やかに改製し、又は修正しなければならないものとされている(法施行令第一四条参照)。なお、この規定により市町村長が定めなければならない事項は、改製又は修正の手續及び時期(毎月何日、何箇月に一回等)等であるとされているが(昭和六一・二・四自治振第九号通知参照)、これらの事項の定め方については、規則、要綱、内

部規程等種々の方法があり、特にその方法は定められていないものである。

また、ここにいる「改製」とは住民基本台帳の一部の写しの全体を作成し直すことによりそれらを最新のものにするものであり、「修正」とは内容に変更があった部分のみを差し替える等その一部のみを作成し直すことによつてそれらを最新のものとするものであつて、そのどちらを選ぶかについては市町村長が当該市町村の事務処理体制、閲覧の件数等を勘案して任意に定め得るものである。

住民基本台帳の一部の写しを改製した場合における改製前の住民基本台帳の一部の写しについては、できる限り速やかに確実な方法で廃棄等の処分を行う等の措置を講ずることにより、個人情報流出することがないよう、厳重に取り扱う必要がある。

(参考)

□実例(住民基本台帳等の管理等の取扱い)

1. 2 略

3 住民基本台帳等のうち、閲覧に供するために作成した住民基本台帳又はその一部の写し(法第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、住民基本台帳に記録されている事項若しくは当該事項の一部の事項を記載した書類。以下「住民基本台帳の写し等」という。)(※現行法においては、住民基本台帳の一部の写し)を、住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二九二号)第二条第三項又は第一四条第二項(※現行の第一四条)の規定により改製した場合、改製前の住民基本台帳の写し等については、できる限り速やかに確実な方法で廃棄等の処分を行うとともに、廃棄等を行うまでの間は、施錠のできる保管庫等において厳重に保管を行うこと等の措置を講ずることにより、盗難や持出しの防止を図ること。

4 略 [平七・二一・一六自治振第三八号通知]

【四】本条第一項の閲覧に関して、電子計算機のディスプレイ装置の画面(住民票の記録事項が写し出されたもの)による閲覧については、請求者に異議のない場合は、そのような取扱いをしても差し支えないものである。ただし、

二六三、二二三(三)三三三、三三三(三)三三三(三)基本四情報以外の事項については画面に表示しないこととするなど、住民記録の保護には特に留意する必要がある。

【五】 本条第一項の閲覧に際し、写真機又は複写機等により住民基本台帳の一部の写しを撮影又は複写することについては、これが住民基本台帳の一部の写しに記載された事項をそのままの形で取得することとなりプライバシーの侵害等につながるおそれがあること、またこのような撮影又は複写は法律でいう「閲覧」の概念を超えるものであることから、適当でないものである(昭和六一・七・二五東京都指導課あて電話回答参照)。

【六】 本条第一項の閲覧に関して、市町村の執務に支障があるとき、天災等により住民基本台帳を亡失、き損したとき、閲覧請求者が手数料を納付しないとき、多数の閲覧請求者が競合したとき等においては、法令に規定がなくても当然に請求を拒否しうるものであると解されている(昭和六一・二・四自治振第一二二号通知問4参照)。

【七】 本条第二項本文の「総務省令で定めるところにより」及び第二項第四号の「総務省令で定める事項」の規定を受けて、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令」等において、本条第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求は、本条第二項第一号から第三号までに掲げる事項及び次に掲げる事項を明らかにする「公文書」を提出してしなければならないとされている(住民票省令第一条第一項及び第二項並びに事務処理要領第二一三(1)―ア(イ)参照)。

- ① 請求に係る住民の範囲
- ② 事務の責任者の職名及び氏名
- ③ 本条第二項第二号に規定する犯罪捜査等のための請求である場合にあっては、請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難である理由

なお、①の「住民の範囲」については、町・字の区域等により可能な限り限定させることが適当であるとされている(事務処理要領第二一三(1)―ア(ア)参照)。

また、②の「事務の責任者」とは、実際にその事務を所掌している者を指し、国の行政機関についていえば、その内部に置かれる内部組織の長が該当するため、一般的には課室長等が該当するものと考えられる。

【八】 本条第二項本文の「総務省令で定めるところにより」の規定を受けて、閲覧者が住民基本台帳の一部の写しを閲覧するに当たっては、国又は地方公共団体の職員たる身分を示す証明書を提示しなければならないこととされている（住民票省令第一条第三項参照）。

窓口に来た者の本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当であるとされるとともに、職員証等の証明書に本人の顔写真が貼付されていない場合や、口頭での補足質問では不十分な場合など、窓口に来た者が申請の際に明らかにされた閲覧者であるか疑わしい点があるなど、特に必要がある場合にも、当該請求に係る国又は地方公共団体に電話等で照会する等の方法により確認することが適当であるとされている（事務処理要領第二―三―(1)―イ参照）。

【九】 【七】及び【八】により、本条の住民基本台帳の一部の写しの閲覧については、公文書により請求を行うこととされており、また、請求に当たっては国又は地方公共団体の職員たる身分を示す証明書を提示することとされていることなどから、当該閲覧の請求が公務としてなされていることが担保されるものである。

【一〇】 本条第二項第二号に規定する「法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称」の具体的な記載内容については、市町村長の判断によるものであるが、「法令で定める事務の遂行のために必要である旨」を明らかにするためには、当該請求を必要とする事務の内容を示せば足り、例えば「犯罪捜査のため」等と記載することが考えられ、「その根拠となる法令の名称」は、「刑事訴訟法第一九七条第二項」等と記載することが考えられる（平成一八・九・一五総行市第一三二一号通知問3参照）。

【一一】 本条第二項第二号の「請求事由」については、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求する理由を具体的に明らかにさせることとし、それが明確でない場合には、必要に応じ請求者に質問等をし、その内容につき確認すること



## (参考)

## ○刑事訴訟法(抄)

第九十九条 裁判所は、必要があるときは、証拠物又は没収すべき物と思料するものを差し押さえることができる。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

## 2 略

3 裁判所は、差し押さえるべき物を指定し、所有者、所持者又は保管者にその物の提出を命ずることができる。

第九十七条 捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない。

2 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

## 3 5 略

## ○民事訴訟法

## (調査の囑託)

第八十六条 裁判所は、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に囑託することができる。

## (文書送付の囑託)

第二百二十六条 書証の申出は、第二百十九条の規定にかかわらず、文書の所持者にその文書の送付を囑託することを申し立てることができる。ただし、当事者が法令により文書の正本又は謄本の交付を求めることができる場合は、この限りでない。

〔一五〕 除票の閲覧については、事務処理要領第二―三―(3)によりその請求に応じる必要はないこととされている。

昭和六〇年の改正前は、住民票の取扱いに準じて閲覧の請求に応じることが適当であるとされてきたが、当該改正に伴い、除票の閲覧の請求が現実にはほとんどないこと等が勘案されて、このような取扱いとなったものである。

なお、改製前の住民票の閲覧についても、除票の閲覧と同様に取り扱うべきである。



## ● 解釈

求めることができる資料には、その内容について特別の制限はないが、本条はもともと、国の行政機関又は都道府県知事が統計資料を得ようとする場合を想定しているものであって、例えば、総務省統計局が人口移動状況の報告を求めているような事例が考えられる。

これは、「資料の提供」が、具体的に法律上の効果を伴う処分ではなく、事実上の行為であると考えられていることから、統計資料の提供や内容確認のための報告等の公証行為を受ける必要のない場合を想定しているものと考えられているからである。

したがって、国の行政機関又は都道府県知事が公証力のある個人が特定できる資料を必要とする場合には、本条に基づく資料の提供ではなく、本法第一条の住民基本台帳の一部の写しの閲覧若しくは本法第一二条の住民票の写し等の交付の請求又は本法第三〇条の七第三項の本人確認情報の提供によるほかはないものと考えられる。

なお、本法第三〇条の一〇第一項の規定により、都道府県知事は、本条第二項の規定による本人確認情報に関する資料の国の行政機関への提供を、指定情報処理機関に行わせることができる。

## ● 運用

【一】 国の行政機関又は都道府県知事が本条の規定によって市町村に対して求める資料の内容については、条理上の制限があると解すべきであり、市町村の相当の負担を伴うような場合は、これに必要な経費については財源措置を講ずるべきである。

【二】 国の行政機関が資料の提供を求める場合には、できるかぎり特定の機関（例えば、総務省統計局）が統一的に報告を求めるような方法によるべきであり、各個の行政機関が相互に連絡なく重複した報告を求めることのないようにする必要があり、都道府県知事が資料の提供を求める場合においても、同様の配慮を要することはいうまでもない。

全訂 住民基本台帳法逐条解説

定価：本体 9,000円(税別)

昭和62年3月20日 初版発行  
平成3年8月20日 新訂版発行  
平成8年1月5日 新版発行  
平成26年12月10日 全訂版発行

編著者 市町村自治研究会

発行者 尾 中 哲 夫

発行所 日本加除出版株式会社

本 社 郵便番号171-8516  
東京都豊島区南長崎3丁目16番6号  
T E L (03)3953-5757(代表)  
(03)3952-5759(編集)  
F A X (03)3951-8911  
U R L <http://www.kajo.co.jp/>

営 業 部 郵便番号171-8516  
東京都豊島区南長崎3丁目16番6号  
T E L (03)3953-5642  
F A X (03)3953-2061

組版・印刷 (株)享有堂印刷所 / 製本 牧製本印刷(株)

落丁本・乱丁本は本社でお取替えいたします。

© 2014

Printed in Japan

ISBN978-4-8178-4204-6 C2032 ¥9000E

**JCOPY** (株)出版者著作権管理機構 委託出版物)

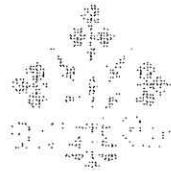
本書を無断で複写複製(電子化を含む)することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に(株)出版者著作権管理機構(JCOPY)の許諾を得てください。

また本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

(JCOPY) H P : <http://www.jcopy.or.jp/>, e-mail : [info@jcopy.or.jp](mailto:info@jcopy.or.jp)  
電話 : 03-3513-6969, FAX : 03-3513-6979

# 法令用語 辞典

【第11次改訂版】



大森政輔  
津野修  
秋山收  
阪田雅裕  
宮崎礼壹  
梶田信一郎  
山本庸幸  
横畠裕介  
近藤正春

共編

めによって、例えば受取配当金の益金不算入(法人税法 23)、資産の評価益の益金不算入(同法 25)、中小企業者等の機械等の特別償却(租税特別措置法 42 の 6) など、政策的見地又は課税権確保の見地から益金又は損金への算入又は不算入について詳細な規定を設けており、法人税法にいう「益金」又は「損金」の意義は、それらの規定によって具体的に決定される。

収益から費用を差し引いた狭義の利益又は損失は、法令上は、単に「利益」(所得税法、法人税法、地方税法等の税法においては「所得」)又は「損失」という(会社計算規則 162・163 等)。なお、法人税法では、「損金の額が益金の額を超える部分」の金額を「欠損金額」と呼んでいる(同法 219)。**[類語]** 収益 収入 利益 (竹)

**役務** 「役務」の用語は、本来極めて広い観念で、昭和 55 年政令 260 号による改正前の外国為替管理令 16 条では、「技術援助、ニュース又は情報の供給、興行、臨港作業、港湾施設の提供、船舶の修繕、代理業務、銀行業務、保険、保管、輸送その他他人のためにする労務又は便益若しくは娯楽の提供」を「役務」というものと定義していた。したがって、上に例示されたもののほか、例えば、仲立ち、加工、修繕等物の生産又は販売以外の物に関する各種の給付行為、弁護士、公認会計士、芸道家、作家等いわゆる自由職業といわれる者の提供する各種の仕事等も、この観念の中に包含される。消費税法 2 条 1 項 8 号の役務の提供も、ほぼこれと同様の意味で用いられているが、雇用関係に基づく労務の提供のようなものは含まれない。なお、更に進んで、物の生産をも含む観念としても用いられることもある(旧政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律 1)。日本国との平和条約は役務賠償という考え方をとり、「生産、沈船引揚げその他の作業における日本人の役務」(14(a)1)と規定し、生産物そのものの提供は入らないが、生産のための作業は「役務」に入るという考え方をとっている。ちなみに外国為替及び外国貿易法 25 条 5 項では、「役務取引」を「労務又は便益の提供を目的とする取引」と定義している。  
澄・正)

**閲覧** 図書館法における図書の閲覧(例

えば、閲覧所(同法 35))などのように、内容を見るという意味に用いられる用語であるが、法令の上では、文書の記載事項の確認、証拠としての援用等の目的のために、関係者が官公署、会社等に備えてある記録、帳簿その他の文書の記載事項を調べてみるという場合に多く用いられる。不動産登記法 120 条 2 項、会社法 31 条 2 項 1 号・3 号、民事訴訟法 91 条 1 項・220 条 2 号、測量法 27 条 3 項等、その例は、極めて多い。閲覧は、その文書の備えられている所で行うのが普通である。なお、閲覧について手数料等の納付を要するとされているものもある(不動産登記法 120 II 等)。**[類語]** 縦覧(兼)

**延会** 衆議院及び参議院の会議において、議事日程に記載した案件の議事が終わらない場合でも、必要と認めるとき、議事を打ち切り、最近の議事日程に延期する手続をいう。議事が終わった場合の「散会」と区別される(衆議院規則 105、参議院規則 82)。延会は、散会と同じく、議長が宣告し、その宣告があった後は、何人も議事について発言することができない(衆議院規則 107、参議院規則 85)。延会のために発言を終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときに、前の発言を継続することができる(衆議院規則 130、参議院規則 102)。延会を宣告する場合は、衆議院においては午後 6 時、参議院においては午後 4 時を過ぎたとき、出席議員の定足数が欠けたときである。会議中に定足数が欠けたときは、休憩を宣告することもできる(衆議院規則 105・106、参議院規則 82・84)。延会と散会との区別は上記のとおりであるが、必ずしも区別されていない場合もある。例えば、国会法 117 条の「散会」は、「延会」と異ならない。また、「延会」は、事実上、いわゆる「流会」に当たるということもできる。なお、委員会においては議事日程を作成しないから、延会の観念は存在しない。**[類語]** 休会 散会(功)

**縁故** ゆかり・特別な人的つながりという程度の意味をもつ用語で、一般には、縁故採用、縁故募集、縁故債というように、かなり広く用いられているが、余り厳密な意味をもった用語でないために、法令用語として用いられた例は少ない。この用語を用いた例として、予算決算及び会計令 99 条 22 号、民法 958 条の 2 第

## 法令用語辞典〈第11次改訂版〉

---

昭和25年11月15日 初版発行  
昭和29年9月30日 第1次全訂新版発行  
昭和32年12月10日 第2次改訂版発行  
昭和34年12月20日 第3次改訂版発行  
昭和41年2月25日 第4次全訂新版発行  
昭和51年9月20日 第5次全訂新版発行  
昭和61年3月10日 第6次改訂版発行  
平成8年6月10日 第7次改訂版発行  
平成13年7月1日 第8次改訂版発行  
平成21年6月25日 第9次改訂版発行  
平成28年3月30日 第10次改訂版発行  
令和5年3月23日 第11次改訂版発行

編者 大津秋阪宮梶山横近  
森野山田崎田本島藤  
政 雅礼 信一 庸裕正  
輔修收裕壹郎幸介春嘉  
発行者 佐久間重嘉

---

学陽書房 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-9-3  
(電話) 03-3261-1111  
<http://www.gakuyo.co.jp/>

---

ISBN978-4-313-11311-4 C2532

印刷・製本 三省堂印刷

© 2023. printed in Japan

\* 乱丁・落丁本は送料小社負担にてお取り替えいたします。

(第二類 第七号)

衆議院

個人情報の保護に関する特別委員会議録

第九号

(三四)

平成十五年四月二十三日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

- 委員長 村井 仁君
- 理事 逢沢 一郎君
- 理事 蓮実 進君
- 理事 伊藤 忠治君
- 理事 漆原 良夫君
- 理事 石田 真敏君
- 理事 大村 秀章君
- 理事 金子 恭之君
- 理事 北村 誠吾君
- 理事 橋 康太郎君
- 理事 谷本 龍哉君
- 理事 星野 行男君
- 理事 松野 博一君
- 理事 吉田 幸弘君
- 理事 石毛 鏡子君
- 理事 後藤 斎君
- 理事 島 聡君
- 理事 中村 哲治君
- 理事 山内 功君
- 理事 榎屋 敬悟君
- 理事 春名 真章君
- 理事 北川れん子君
- 理事 山谷えり子君

- 政府参考人 藤井 昭夫君
- 内閣官房内閣審議官 山中 昭榮君
- 政府参考人 山 昭榮君
- 防衛庁長官官房長 宇田川新一君
- 政府参考人 松田 隆利君
- 防衛庁人事教育局長 松田 隆利君
- 政府参考人 政府参考人 島中誠二郎君
- 総務省行政管理局長 小菅 修一君
- 政府参考人 衆議院調査局個人情報保護に関する特別調査室長

委員の異動

四月二十三日

- 辞任 滝 実君 補欠選任 奥山 茂彦君
- 島 聡君 補欠選任 武正 公一君
- 武正 公一君 補欠選任 島 聡君

本日の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件  
個人情報保護に関する法律案(内閣提出第七一号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出第七二号)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出第七三三号)

情報公開・個人情報保護審査会設置法案(内閣提出第七四号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第七五号)

個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外)

八名提出、衆法第一〇号)  
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二号)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一二二号)

情報公開・個人情報保護審査会設置法案(枝野幸男君外八名提出、衆法第一三三号)

○村井委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、個人情報の保護に関する法律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案及び枝野幸男君外八名提出、個人情報の保護に関する法律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案の各案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官藤井昭夫君、防衛庁長官官房長山中昭榮君、防衛庁人事教育局長宇田川新一君、総務省行政管理局長松田隆利君及び総務省自治行政局長島中誠二郎君の出席を求め、説明を聴取いたしますと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○村井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○村井委員長 この際、政府から発言を求められ

ておりますので、これを許します。石破防衛庁長官。

○石破防衛大臣 四月二十二日の報道を受け、自衛官の募集のための適齢者情報の収集について行った調査に関し、現段階で判明している内容について御報告申し上げます。

まず、自衛隊地方連絡部、以下簡単に地連と申し上げます。自衛隊地方連絡部、地連における募集活動について御説明いたします。

自衛官の募集は、自衛隊の人的基盤を支えていく上で極めて重要なものでありますが、地方公共団体、学校等の御協力を得つつ積極的に広報をしていかなければ、人材を確保することは困難であります。このため、地連におきましては、自衛隊に関する広報資料をダイレクトメールで送付し、関心を持たれた方に自衛官の職務内容を御説明したり、応募についての相談に応ずるなどの募集活動を行い、所要の人員を確保しておるところであります。

このような地連が行う自衛官の募集の円滑な実施のために、自衛隊法施行令第二百二十条の趣旨を踏まえ、防衛庁から各都道府県にあてた文書により、適齢者情報の提供の依頼を行っております。

次に、地方公共団体からの適齢者情報の提供について御説明申し上げます。

自衛官の募集に関する事務の円滑化を図るため、一部の地方公共団体におきましては、募集に関する手引を作成しております。このような手引を作成しておりますのは、二十四都道府県、百二十八市町村及び一団体であります。これらのうち、住民基本台帳法第十一条第一項の規定に基づき何人でも閲覧を請求することができる「氏名」「住所」「生年月日及び性別」の四情報以外の項目の提供について記載があるものは、三都道府県、二十七市町村及び一団体であり、その項目は「電話

第二類第七号 個人情報保護に関する特別委員会議録第九号 平成十五年四月二十三日

います。

○中村(哲)委員 地連の方で確認している。警察はどういうふうな協力しているんですか。

○宇田川政府参考人 地連の方では、志願者の住所とか氏名は承知しているわけでありまして、それを警察に伝えるわけでありまして、そうすると警察の方で調べてくれるというシステムになっています。

○中村(哲)委員 ということは、地連の人が受け取った情報、住所ですね、それを警察に伝える。警察は、その人がそこに住んでいるかどうかを、訪ねていって、表札が出ていないのかなどを調べるわけですか。警察はどのように調べているのですか。

○宇田川政府参考人 警察の調べる方法でありまして、私はつまびらかにしておらないところでありまして。

○中村(哲)委員 九十七条二項で協力を求めている、具体的にどういふ協力がされているかは把握していないということですか。これは大問題ですよ。本当にそれでいいんですか。

○宇田川政府参考人 警察の方でどういふふうな調査をやっているかにつきましては、一般的には場所を訪ねるとかあると思いますが、現実的にはどういふふうな調査を行っているかについては、私は承知しておりません。

○中村(哲)委員 だれが承知しているんですか。それで、防衛庁は知らなくていいんですか。

○山中政府参考人 これは、法令の規定に基づきまして、私どもの方から警察に、先ほど人事教育局長がお答えをいたしましたように、応募者の住所の確認をお願いすることがあるということでございますが、その確認につきましては、警察が収集をし保有している警察の情報によって行っているというふうなことでございます。

○中村(哲)委員 そこについての質問は、これ以上聞きません。留保いたしました。また後日お聞きするということで合意されたということなので、次の質問に移ります。

総務大臣に伺います。

住民基本台帳法の三十七条で、きょうの資料にもありますけれども、このように書かれております。三十七条一項、国の行政機関は「それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項に関して資料の提供を求めることができる。」と書かれております。

ちよつと細野委員の時間をもらっておりますので、続けて質問をしておりますけれども、この規定がなげ今回の根拠にはならないでしょうか。○片山国務大臣 住民基本台帳法の中心は四情報ですね。これについては、閲覧が住民への写しの交付かなんですよ。それ以外では法令に基づく場合なんですよ。これが基本的な考え方で、住民基本台帳法は。

そこで、今の三十七条は、これは国の機関等が情報の提供を求めることができるという規定でありまして、これは例えば統計をつくるとかそういうことに限定して解釈すべきだということに一貫してなっております。基本的な情報は、今言いましたように、閲覧が写しの交付、その他法令で決める場合、自衛隊法の場合には、その他法令で定める場合に該当する、こういうことであります。

○中村(哲)委員 そうなんですよ。私も旧自治省が書かれております逐条解説を持っておりまして、それに書いてあるのも、今大臣がおっしゃったことをそのまま書かれております。それを考えると、先ほど防衛庁が、自衛隊法と自衛隊法施行令で、根拠になつてきたこの百二十条という規定で読めるということでは法律上おかしんじゃないかという議論が出てくるわけです。

ここに私も、自衛隊法施行令をきょうとつてきこうといった問題の規定があるんですよ。九十七条一項、都道府県知事は「政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。」この規定の「政令で定めるところにより」というのは、

は、実はこの法形式を見ると、百十五条から百九条の規定なんですよ。

そして、百二十条は、先ほど総務大臣がおっしゃったような、この住民基本台帳法三十七条と条というものは、統計とか全体の計画とかをつくるための規定なんですよ。そうじゃないと、住民基本台帳法三十七条で情報は提供できないこととの整合性はとれないわけです。法形式では同じ規定の仕方をされているんですよ。

それが証拠に、募集主体はだれですか。防衛庁の長官でしょう。自衛官の募集主体は長官ですよ。内閣総理大臣ですか。募集主体はだれですか。○片山国務大臣 防衛庁は研究していますから、私がとりあえず答えますが、九十七条がありますね、都道府県知事や市町村長は自衛隊募集に関する事務の一部をやるという規定がある。それは「政令で定めるところにより」と、政令がいろいろ書いていますよ。百九条が資料の提出を要求することである、百二十条が資料の提出を要求することである、と。これは、事務をやらせることの一環でそういう百二十条という政令の規定があるわけ、私どもの方の三十七条とはそこは違うと思っております。

私どもの方の三十七条も、読み方によつては広く解釈できるんですよ。ただ、これは、住民基本台帳法全体の趣旨と制度の仕組み、何度も言いますが、閲覧と写しと他の法令の場合、それ以外でできるだけ限定化しようということが三十七条の昔からの有権解釈になつていまして、防衛庁の場合にはそうじゃなくて、自衛隊の募集の事務を市町村長がやる、都道府県知事がやる、その場合に必要があれば報告は求めたり資料の提出は求めることができる、こういうふうな読み方だと思っております。

法律の所管は向こうですか、ちゃんとした答弁があると思えます。

○宇田川政府参考人 今委員御指摘の募集についてでありまして、八章の九十七条、一項について

は「都道府県知事及び市町村長になつていまして、二項で、長官は自衛官の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。」というふうな規定ぶりになつておりますので、募集の主体は長官というふうな考えです。

○中村(哲)委員 そうなんですよ。募集の主体は長官なんですよ。だから、百二十条が防衛庁長官と書いてあれば根拠になり得るんですよ。しかし、これは「内閣総理大臣は」と書いてあるんですよ。だからこそ、先ほど片山さんがおっしゃった住基法の三十七条の趣旨と同じだと言っているんですよ。統計をとつたりするための目的で百二十条がある。

○宇田川政府参考人 御指摘の自衛隊法施行令の百二十条の関係でありまして、これは百二十条の前に百十四条がございます。募集期間の告示がございまして、これは「二等陸士として採用する陸上自衛官の募集期間は、内閣総理大臣の定めるところに従い、都道府県知事が告示するものとする。」と書いてありまして、これは主體的には内閣総理大臣になつております。これとの並びで、例えば地方行政事務について所管する官庁と私ども防衛庁との関係で、内閣総理大臣が規定されているのはなからうかと思つてます。

○中村(哲)委員 百十四条と百二十条が並びというのは、私もそのとおりだと思つてます。内閣総理大臣は企画一般に関して権限があるからですよ。だから、募集期間に関しては内閣総理大臣が定めているわけです。だから、統計とかそういう全体的なこと、そういうことを内閣総理大臣が決めていられるんですよ。募集の主体は、主体としては長官がされているということなんですよ。

だから、今局長がおっしゃった御答弁そのまま考えると、百二十条は、個別具体的な個人の情報を求める、そういう権限を持つた法規範にはなり得ないということなんです。今局長がおっしゃった答弁を前提にすれば、そこなんです。今御自分がおっしゃったことをおかししいということをお感じになっていませんか。

他の議員の御指摘を踏まえまして、今最終的に、法制局も含めまして、検討をしております。

ただ、その方向はどうかと言われますと、概略だけ申しますと、市販のものを買ってくる等、それを単純に使用していくという方は世の中に大変多いわけでございます。その方をもって、個人情報取扱事業者であるから法律の対象ですよということが、常識論から見るとかなりかけ離れているんじゃないかということが基本でございます。

もちろん、その中でいろいろな情報を加工したりする方も、ごくわずかのことをするわけでございますし、それから、実態上、この削除をその人に申し込んだり、いろいろな事件が起こるよりは、あるいは流用したりというよりは、もとの大きな情報をつくった人のところこそ問題があるわけですから、事件が起こったときはそちらに行くだろうとは思いつつも、しかし定義の問題でございますから、定義は定義として十分考えて、一般のそういう方々、市民の方がどこかで買ってきたCD-ROM等、カーナビ等についてまであつかも法の対象になるというふうにするには一般常識に反するということは、私も御答弁申し上げたとおりでございます。

例えば、政令で定めるということで、「利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者」という今の第二条の三項四号の規定がございますので、その政令案として例えばどういうことを書くかこれがすつきりするかどうかという案を今最終的に詰めておるところでございますので、後刻、関係の皆様方にもまたお話しすることができると思います。きょうはちよつとまだ検討中でございます。

○保坂委員 では、細田大臣に、あと一問だけ短く答えていただきたいんです。

別におどかさすわけじゃないんですが、年賀状ソフトの話しました。これは、電話番号で出てくるというのは、郵政省の旧ガイドラインではちよつとこれはアウトなんです。ただ、現実には大変売れているんですね。私はあの後見てびっくりし

ました。一商品が一千万本超えて売れている。

ただ、細田大臣がみずからの選挙に、この年賀状ソフトを使ったかどうかはわかりませんが、その場合、年賀状をつくるためのソフトなんて目的外使用だとかと言われかねないということもあるわけですね。政治活動はオーケーですけども、別の目的のものに、政治に転用した場合にそれはひっかかってくるのか、大変身近な問題なんです。ですから、これは政令と言われなければいけません。法律は読んでわかるものじゃなければいけない。条文で考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○細田国務大臣 法令で書ける範囲のことは一生懸命書いた方がいいと思えますけれども、やはり個別にこれを抜く、例えば五千件というようになことを申しております。五千件を法律で書いて、また一万件の方がいいとか三千件の方がいいということもまた法律で書くという考え方もありますけれども、法令と言われまして、全体が一本のものでございまして、適正でかつ機動的な運用をするためには、やはり政令、省令等も活用することは必要であると思えます。

なお、私は、年賀状ソフトを選挙に使ったのはなくて、電話番号と住所が連結したソフトがありますので、こういうことはいろいろ参考にさせていただいたわけでございます。

○保坂委員 議論をぜひ続けさせていただきたいと思えます。終わります。

○村井委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十六分散会

個人情報保護に関する法律についてのガイドライン  
(行政機関等編)

令和4年1月  
(令和8年4月一部改正)  
個人情報保護委員会

個人情報保護に関する法律についてのガイドライン  
(行政機関等編)

目次

1	本ガイドラインの目的	1
2	本ガイドラインの適用対象	2
3	法の目的	4
4	適用の範囲	6
4-1	法第5章の規律対象となる主体	6
4-1-1	行政機関等	6
4-1-2	行政機関の長等	13
4-2	法第5章の保護対象となる情報	13
4-2-1	個人情報	13
4-2-2	個人識別符号	14
4-2-3	保有個人情報	14
4-2-4	個人情報ファイル	15
4-2-5	要配慮個人情報	15
4-2-6	条例要配慮個人情報	16
4-2-7	仮名加工情報	17
4-2-8	匿名加工情報	17
4-2-9	行政機関等匿名加工情報	17
4-2-10	行政機関等匿名加工情報ファイル	18
4-2-11	個人関連情報	19
5	個人情報等の取扱い	20
5-1	保有に関する制限	20
5-2	取得及び利用の際の遵守事項	20
5-2-1	利用目的の変更	21
5-2-2	本人から書面により取得する際の利用目的の明示	21
5-2-3	不適正な利用及び取得の禁止	22
5-2-4	正確性の確保	22
5-3	安全管理措置等	23
5-3-1	安全管理措置	23
5-3-2	従事者の義務	26
5-4	漏えい等の報告等	27
5-4-1	委員会への報告	27

5 - 4 - 2	本人への通知	28
5 - 5	利用及び提供の制限	29
5 - 5 - 1	利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則	29
5 - 5 - 2	例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合	30
5 - 5 - 3	保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求	32
5 - 6	利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供	32
5 - 7	個人関連情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い	34
5 - 7 - 1	個人関連情報の取扱い	34
5 - 7 - 2	仮名加工情報の取扱い	35
5 - 7 - 3	匿名加工情報の取扱い	35
6	個人情報ファイル	36
6 - 1	個人情報ファイルの保有等に関する事前通知	36
6 - 2	個人情報ファイル簿の作成及び公表	39
7	開示、訂正及び利用停止	42
7 - 1	開示	42
7 - 1 - 1	開示請求の主体	42
7 - 1 - 2	開示請求の対象となる保有個人情報	42
7 - 1 - 3	開示請求の手続	43
7 - 1 - 4	開示義務	44
7 - 1 - 5	部分開示	47
7 - 1 - 6	裁量的開示	47
7 - 1 - 7	保有個人情報の存否に関する情報	48
7 - 1 - 8	開示請求に対する措置等	48
7 - 1 - 9	事案の移送	49
7 - 1 - 10	第三者に対する意見提出の機会の付与	49
7 - 1 - 11	開示の実施	51
7 - 1 - 12	他の法令による開示の実施との調整	51
7 - 1 - 13	手数料	52
7 - 2	訂正	52
7 - 2 - 1	訂正請求の主体	52
7 - 2 - 2	訂正請求の対象となる保有個人情報	52
7 - 2 - 3	訂正請求の期限	52
7 - 2 - 4	訂正請求の手続	53
7 - 2 - 5	訂正義務	54
7 - 2 - 6	訂正請求に対する措置等	54
7 - 2 - 7	事案の移送	55

7-2-8	保有個人情報の提供先への通知	55
7-3	利用停止	55
7-3-1	利用停止請求の主体	55
7-3-2	利用停止請求の対象となる保有個人情報	56
7-3-3	利用停止請求の期限	56
7-3-4	利用停止請求の手続	56
7-3-5	利用停止義務	57
7-3-6	利用停止請求に対する措置等	58
7-4	審査請求	59
7-4-1	審理員による審理手続に関する規定の適用除外等（行政機関の長及び独立 行政法人等関係）	59
7-4-2	情報公開・個人情報保護審査会への諮問（行政機関の長及び独立行政法人 等関係）	59
7-4-3	審理員による審理手続に関する規定の適用除外等（地方公共団体の機関及 び地方独立行政法人関係）	60
7-4-4	行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に対する諮問（地方公共団 体の機関及び地方独立行政法人関係）	60
7-5	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	61
7-6	開示請求等の手続及び審査請求の手続に関する条例の定め	61
8	行政機関等匿名加工情報の提供等	62
8-1	行政機関等匿名加工情報の取扱いに係る義務	62
8-2	行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集	64
8-3	行政機関等匿名加工情報以外の匿名加工情報の取扱いに係る義務	68
9	雑則	69
9-1	適用除外等	69
9-2	開示請求等をしようとする者への情報提供等	69
9-3	苦情処理	70
9-4	地方公共団体に置く審議会等への諮問	70
10	委員会による監視等	72
10-1	委員会による監視	72
10-2	情報公開・個人情報保護審査会との連携	72
10-3	施行の状況の報告等	72
10-4	地方公共団体による必要な情報等の提供の求め	73
10-5	条例の届出	73
11	条例との関係	74

【凡例】

- 「法」 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- 「政令」 個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）
- 「規則」 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）
- 「令和 3 年改正法」 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）

※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和 8 年 4 月 1 日）時点の条番号を示すものとする。

- 情報として取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(同条第3号)
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(同条第4号)
  - (5) 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第68条第1項の報告を行う場合であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。)(規則第43条第5号)

漏えい等の具体例としては、例えば、保有個人情報を含む書類・電磁的記録等について、第三者に誤送付・誤送信した場合、盗難や不正アクセス等に遭った場合、情報システムの設定ミス等によりインターネット上で閲覧が可能な状態となっていた場合、紛失し、又は誤って廃棄した場合等が考えられる。

なお、法第8条、第9条及び第11条にもあるとおり、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保することから、行政機関等は、法第68条第1項の規定に基づく報告の対象とならない場合であっても、国民の不安を招きかねない事案(例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等)については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに委員会へ情報提供を行うことが望ましい。

#### 5-4-2 本人への通知

行政機関の長等は、委員会への報告を要する事態が生じた場合には、規則で定めるところにより、本人に対し、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報(規則第43条第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。以下5-4-2(本人への通知)において同じ。)の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知しなければならない(法第68条第2項)。

ただし、①本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき、又は②当該保有個人情報が法第78条第1項各号に掲げる不開示情報のいずれかが含まれるときは、通知を要しな

い。

なお、法第 68 条第 1 項の規定に基づく報告の対象とならない場合であっても、国民の不安を招きかねない事案として委員会へ情報提供を行った事案については、本人に対し、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知することが望ましい。

## 5 - 5 利用及び提供の制限

保有個人情報について、特定した利用目的以外の目的のため利用され、又は提供された場合、本人の予期しない利用及び提供による不安・懸念を生じさせるのみならず、悪用によるプライバシーの侵害や財産上の権利侵害等をもたらす危険性を増大させる。そこで、法は、原則として利用目的以外の目的のための利用及び提供を禁止した上で、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合について規定している。

### 5 - 5 - 1 利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則

行政機関の長等は、「法令に基づく場合」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない（法第 69 条第 1 項）。

「法令に基づく場合」とは、法令に基づく情報の利用又は提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報の利用又は提供の根拠規定がおかれている場合も含むと解されるが、他方で、具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。例えば、行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文に事務又は業務が列挙されていることのみでは、そのために行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。また、普通地方公共団体が「地域における事務」を担うことを定めている地方自治法第 2 条第 2 項のような、包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いも、「法令に基づく場合」には当たらない。

「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。

なお、法第 69 条第 1 項は、他の法令に基づく場合は、利用目的以外の目的のための利用及び提供をし得るとするものであり、同項の規定により利用及び提供が義務付けられるものではない。

実際に利用及び提供することの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断しなければならない。

#### 5 - 5 - 2 例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合

行政機関の長等は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、及び提供することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、及び提供することができない（法第 69 条第 2 項）。

同項第 2 号及び第 3 号の「事務又は業務」には、行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は業務が含まれる。地方公共団体においては、地方自治法第 2 条第 2 項に規定する「地域における事務」もこれに含まれる。

また、事務又は業務の根拠となる「法令」には、条例が含まれるほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき（同項第 1 号）。
- (2) 行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（同項第 2 号）。
- (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（同項第 3 号）。
- (4) (1) から (3) までに記載する場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（同項第 4 号）。

上記 (2) 及び (3) の「事務又は業務」については、5-1（保有に関する制限）を参照のこと。

また、上記 (2) 及び (3) の「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合

理的な理由があることが求められる。

相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の性質・内容（※1）、当該保有個人情報の利用目的と利用目的以外の目的との関連性（※2）、利用（※3）の必要性（※4）、利用の態様及びこれらから想定される本人への影響の程度等を総合的に勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなる。

- （※1）例えば、要配慮個人情報など機微性の高い情報であるか、取得経緯における義務性・権力性の高い情報であるか等。
- （※2）法第 69 条第 2 項第 3 号においては、提供元の利用目的と提供先の利用目的との関連性をいう。
- （※3）法第 69 条第 2 項第 3 号においては、提供先での利用をいう。以下この段落において同じ。
- （※4）利用目的以外の目的（法 69 条第 2 項第 3 号においては、提供先の利用目的をいう。）である法令の定める事務又は業務の達成のために当該利用が必須な場合のほか、当該事務又は業務をより促進・効率化させるために当該利用が役立つ場合における当該利用の必要性も含まれ、当該事務又は業務の内容の重要性・緊要性も踏まえる。

上記（4）の「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」には、本人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付、栄典の授与等のために必要がある場合などが含まれ、例えば、緊急に輸血が必要な場合に本人の血液型を民間病院の医師に知らせる場合、災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合等が考えられる。

上記（4）の「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関の長等において厳格に管理すべき保有個人情報について、法第 69 条第 2 項第 3 号に規定する者（他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人）以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。

具体的には、「相当の理由」の判断基準を前提にしつつ、①法第 69 条第 2 項第 3 号に規定する者に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要とされる。例えば、在留外国人の安否確認の必要性

から、法務省が、安否確認を実施する日本赤十字社に対して、法務省が保有する当該在留外国人の氏名等の情報を提供する場合等が考えられる。

なお、他の法令の規定により保有個人情報の利用及び提供が制限されている場合、当該他の法令の規定が適用されることとなり、法がこれに反して利用及び提供の権限を与えるものではない（同条第3項）。

さらに、行政機関の長等は、行政機関等の内部における保有個人情報の利用について、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、行政機関等の内部における利用目的以外の目的のための利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとされている（同条第4項）。

なお、同条第2項各号の規定により第三者に提供された保有個人情報に関する措置については5-5-3（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）を参照のこと。

#### 5-5-3 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求

行政機関の長等は、利用目的のために又は法第69条第2項第3号及び第4号の規定により本人の同意に基づかずに第三者に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない（法第70条）。

「必要な制限」又は「必要な措置」としては、利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る保有個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求等が考えられる。

#### 5-6 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供

行政機関の長等は、外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない（法第71条第1項）。